

新津観光物産館条例を制定

市議会3月定例会から

三月九日から三月二十八日まで、二十日間の会期中で市議会三月定例会が開かれました。今回の議会では、「二」から「五」にわたって紹介した平成元年度の予算が審議されたほか、税制改革に伴う市民税減税を内容とした市税条例の改正や新津観光物産館条例の制定などが議決されました。

監査委員に 田原氏を選任

今回の議会では、監査委員に、田原直三郎氏を選任することに同意が得られました。

田原直三郎氏（秋島3）

市民税（所得割）の 税率が大幅に簡素化

このほか、三月議会では、次のことが決まりました。
●今回の市税条例の改正で、市民税の所得割は、従来の七段階から税率の刻みが減り、最

市民税所得割の税率

課税所得による区分	税 率
120万円以下の金額	3 %
120万円を超える金額	8 %
500万円を超える金額	11 %

家庭サービス派遣に伴う費用徴収

生計中心者の所得税 課税年額（前年）によ る区分	負担額 （1時間 当たり）
9600円以下の世帯	200円
9601円以上3万2400円 以下の世帯	350円
3万2401円以上4万2000 円以下の世帯	500円
4万2001円以上の世帯	650円

高税率が二％から一％に引き下げられ、三％、八％、一％の三段階の税率に簡素化されます。
●個人の市民税（所得割を除く）の非課税範囲が改正され、障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額が合計所得金額百二十五万円（改正前百万円）以下に引き上げられました。また、寡夫についても、その対象に加えられました。なお、この非課税限度額は、給与収入へプラスでは二百二十万一千円となります。

●家庭サービス派遣したときにかかる費用が、左の表のよう

昭和63年度一般会計・特別 会計予算を補正しました

三月議会では、2～5ページで紹介した平成元年度予算のほかに、昭和63年度の一般会計、特別会計予算の補正も認められました。
▷一般会計…1億673万7000円を追加し、総額141億2805万1000円に。
▷老人保健特別会計…5024万7000円を減額し、総額31億655万3000円に。
▷下水道事業特別会計…1917万5000円を追加し、26億3444万1000円に。
▷農業集落排水事業特別会計…総額に変わりなく、歳入のみ一部組替え。
▷国民健康保険特別会計…2億1200万円を減額し、31億3898万7000円に。

下水道条例などを改正

また、今議会では、20の条例の一部改正・新設・廃止について審議されました。右で紹介したほか、一部改正された主な条例は次のとおりです。
市立保育所条例（中沢保育所の定員を20名減らし60名に）、家畜衛生センター条例（住所変更）、下水道条例（消費税導入に伴う使用料金への加算）など。
なお、消費税導入に伴う下水道条例の一部を改正する条例は、継続審議となりました。

●花と遺跡のふもと公園の用地として、大字古津地内（金津丘陵）三十四万八千平方メートルを取得することになりました。また、この事業推進のため、公共用地先行取得事業特別会計を設けることが決まりました。
●地域観光の推進と地産産業の振興を図るため、新津観光物産館を石油の世界館近くに建設しています。オープンには六月中旬の予定です。今回、新津観光物産館条例を設け、物産館での事業内容、管理などを定めました。
●「リクルート疑惑の解明と政治倫理の確立に関する意見書」
●「コメ輸入反対、国民の食糧と健康、日本農業を守る意見書」
●「交通対策：交通対策についての請願（東北横断自動車道建設に伴う土砂運搬などに関する交通対策）」
●「不採択：水道料金の引き下げを求める請願」
●「継続審議：旧新潟鉄道学園跡利用に関する請願」
また、議員発議によって提案された次の四つの意見書は、原案どおり議決され、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣へ送付されました。
・年金の支給開始年齢六十五歳への繰延計画の撤回を内容とした「年金制度の改善撤回を求める意見書」
・消費税の四月実施の延期を求める「消費税に関する意見書」
・「リクルート疑惑の解明と政治倫理の確立に関する意見書」
・「コメ輸入反対、国民の食糧と健康、日本農業を守る意見書」

お買物、ご用命は市内で

古里からの直行便



「白玉の雫」「秋葉の里」
「燃ゆる水」
好評発売中！

(有)酒井商店 ☎22-7675(代) ㊟あり 無休

初夏に先がけ登場しました。
フレッシュな味と
とろけるおいしさ！
熊本温室 アンデスメロン
プリンスメロン
フレッシュで
おいしい果物の店 **やまいし** 新津市本町3
TEL 23-0397

耳鼻咽喉科 **坂爪医院**
〈診療時間〉
平日 午前7:30～12:00 午後2:30～6:00
(木曜 午前休診 午後2:30～6:00)
土曜 午前7:30～12:00 午後1:00～3:00
新津駅前通 TEL (24) 5588

下水道事業地元説明会の日程

と き	と ころ	該 当 町 名
4月22日(土)	午後7時30分～	北上公会堂 北上2丁目の一部 北上3丁目の全域 川口の一部
	午後7時～	中沢保育所 中沢町的大部分
	午前10時～	吉岡町内会館 吉岡町の一部
4月23日(日)	午前10時～	田家町内会館 田家1丁目の一部 田家2丁目の一部
4月24日(月)	午後7時～	勤労青少年ホーム(和室) 東町1・2丁目の大部分
	午後7時30分～	程島公会堂 程島の一部
4月25日(火)	午後7時～	秋葉会館 秋葉1丁目的一部分
	午後7時～	下興野公会堂 下興野町の一部
4月26日(水)	午後7時～	山谷公会堂 山谷南の一部 山谷町3丁目の全域
	午後7時～	天神の全域 天神の一部
	午後7時～	古田保育所 古田の一部
4月27日(木)	午後7時～	新金沢町会館 新金沢町の大部分

地元説明会にお出かけを 下水道の第3期事業

平成元年度から第三期事業として、新たに4地区で下水道整備を進めます。この事業の概要についての地元説明会を上表の日程で開きます。対象地域の皆さんは、ぜひご参加ください。なお、この第三期事業で整備される下水道区域については、広報1月1日号に掲載してあります。参考してください。

下水道使用料に消費税

4月1日から消費税が実施され、下水道使用料に消費税がかかることになりました。この市議会3月定例会で議決され、5月使用分（6月納付分）から、いままでの使用料金に3％を加算して納めていただくことになりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、下水道の供用区域の皆さんには広報といっしょにチラシを配布しましたので、ご覧ください。

負担分を行政サービスの料金をに転嫁せざるを得ないことになりました。仮に、適正な転嫁を行わないで、この消費税負担分を市民税などによって肩代わりすることは、本来行政サービスを受ける利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することになります。つまり、結果的には、住民間に不公平を生じることにもなります。

新津市の場合、消費税に伴う支出のコスト増は、約九千四百万円にも及ぶと推測されています。三月市議会では、下水道使用料への消費税上乗せが決定しましたが、このほかの課税対象となるサービスへの消費税の取扱いについては、今後さらに慎重に検討することとしています。

消費税と税など で減収分を補てん

消費税の創設とともに、今回の税制改革で、地方税や地方交付税が減収で、重要な財源である電気料、ガス料などの廃止に伴う減収については、消費税（国税）の収収の五分の一を人口などの基準によって地方公共団体の創設すること（消費譲与税の創設）で補てんされます。また、所得税、法人税、酒税の減収に伴う地方交付税の減収分については、消費税の収収の一部で補てんする措置がとられることになっています。

自然を化学する // 薬草化粧品
ハビオ 誕生 新津駅前
都会で人気No1 貴女も東京通になろう！
お肌が潤い、くすみや日焼けシミ、ソバカス・魚目の予防に、小さじわたり、かきつきに、若く輝きのある薬効が生まれます。
お勤めの方で来店出来ない方、職場から自宅へ宅配いたします。
◎協力者を求めています **24-2186**

お買物、ご用命は市内で



地方公共団体と 消費税

消費全般に広く負担を求める消費税が、4月1日からスタートしました。今回は消費税法の骨子から、あまり知られていない県市町村など地方公共団体と消費税の関わりを追ってみたいことにしました。

地方公共団体も 納税事業者にも

消費税は、国内において消費される商品やサービスに課せられる間接税で、実際の納税は各事業者が行いますが、税額は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担するしくみになっています。納税者は企業や商店だけでなく、地方公共団体も事業者に含まれる事業にかかる取引や対価を得る行為が課税対象とされています。

課税対象外となるものは、地方税や地方交付税、地方譲与税など、住民票交付手数料のように条例に基づく手数料で民間企業と競合しないものについては非課税とされています。福祉面で、精神障害者授産施設や特別養護老人ホームなど弱者救済を目的とした第一社会福祉事業や保

一会計一法人と なし消費税を計算

地方公共団体では、一般会計、特別会計を設けて事業を行っていますが、消費税法では、一会計ごとに一法人とみなし、消費税が計算されます。市町村などの自治体では、課税される仕入れは物品の購入、建造物の取得、光熱水費などほとんどの支出行為に当

料金への転嫁 を慎重に検討中

たり、一方、課税される売上には水道料金や使用料など行政サービスの対価料金に当たります。水道会計などの企業会計や特別会計では、一般の商店や企業と同様に、売上げにかかる消費税から仕入れに含まれる消費税を差し引いて消費税を納入することになります。また、一般会計においては、消費税法上の特例が適用され、このような計算方法などには、仕入れに含まれる消費税相当分が上乗せ課税されているというみなし計算方式がとられています。

お買物、ご用命は市内で